

令和4年12月15日

教育委員会第3回臨時会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第3回臨時会記録

◇開会年月日 令和4年12月15日（木曜日） 午後 5時00分開会
午後 5時53分閉会

◇開催の場所 本庁舎5階 501会議室

◇出席委員等 5名

教 育 長	宍 戸 健 悦 君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	梶 谷 美 智 子 君	委 員	杉 山 昌 行 君
委 員	大 和 千 恵 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	石 井 透 公 君	事 務 局 次 長	鈴 木 憲 君
参 事 兼 学 校 安 全 推 進 課 長	高 城 英 樹 君	教 育 総 務 課 長	今 野 良 司 君
学 校 教 育 課 長	福 田 光 一 君	学 校 管 理 課 課 長 補 佐	八 木 国 裕 君
生 涯 学 習 課 長	林 伸 晃 君		

◇書 記

教 育 総 務 課 総 務 係 課 長	平 塚 悦 子 君	教 育 総 務 課 主 幹	大 内 重 義 君
------------------------	-----------	------------------	-----------

◇付議事件

報告事項

報告第12号 専決処分の報告について

専決第18号 石巻市学びサポートセンター条例

専決第19号 令和4年度石巻市一般会計補正予算（第7号）

（教育委員会の事務に係る部分）

専決第20号 指定管理者の指定について

(石巻市指定文化財旧観慶丸商店)

報告第13号 専決処分の報告について

専決第21号 令和4年度石巻市一般会計補正予算(第8号)

(教育委員会の事務に係る部分)

審議事項

第54号議案 石巻市芸術文化センター名誉館長設置要綱

第55号議案 職員の処分について ※追加議案

その他

午後 5時00分開会

○事務局（平塚悦子君） 本日なのですけれども、今野次長が別公務のために欠席となっております。また、大山学校管理課長が不在のため、代理で八木課長補佐が出席しておりますので、御報告させていただきます。

それでは、教育長、よろしくお願いいたします。

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ただいまから、令和4年第3回臨時会を開会いたします。本日の会議ですが、欠席委員はおりません。

会議録署名委員の指名

○教育長（宍戸健悦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、梶谷委員にお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

報告第12号 専決処分の報告について

専決第18号 石巻市学びサポートセンター条例

○教育長（宍戸健悦君） それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、報告事項が4件、審議事項が1件、その他となっております。

それでは、報告事項に入ります。

報告第12号「専決処分の報告について」の専決第18号「石巻市学びサポートセンター条例」についての報告を受けたいと思います。

学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（福田光一君） それでは、報告第12号 専決処分の報告についてのうち、専決第18号 石巻市学びサポートセンター条例について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和4年石巻市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定より、11月25日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本案は、増加する本市の不登校児童・生徒に対する支援体制の強化を図るため、これまで通所による支援を行ってきた適応指導教室と学校や家庭訪問型支援を行ってきた子どものサポートハウスを統合するほか、新たに教育支援の役割を超えた教育支援センター「石巻市学びサポートセンター」を設置するため、石巻市適応指導教室条例を全部改正しようとするものでございます。

それでは、内容について条文に従いまして御説明申し上げますので、表紙番号1、令和4年石巻市教育委員会第3回臨時会議案の4ページを御覧願います。

初めに、第1条はサポートセンターの設置について、第2条は開所日及び開所時間について、第3条は対象者について、第4条は事業について、第5条は職員について、第6条は委任について定めております。

次に、附則でございますが、本条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（**宍戸健悦君**） それでは、ただ今の説明に対して、御質問等ございませんでしょうか。

杉山委員。

○委員（**杉山昌行君**） 分からないので教えてほしいのですけれども、センターの利用対象者の心理的要因等により登校が困難となっているものという部分なのですが、その心理的要因というところの判断は誰がなさるのでしょうか。

○教育長（**宍戸健悦君**） 学校教育課長。

○学校教育課長（**福田光一君**） はっきりその心理的要因というところにこれだからこうという定義はないのですけれども、今、学校で、コミュニケーションが不得意だったり、あるいは何らかの理由で人との交流が不得意だったりする子が多くなってきて、それを含めて心理的要因、要は、何かのきっかけで不登校になった子供も、あるいは生まれつきその発達に何かを抱えていて集団生活が困難な子だったり、いろんなケースがありますので、それら全てを含めた心理的要因という内容です。

ですので、今まで、友達関係がうまくいかなかったから学校に行けなくなったという子だけではなくて、授業中に座っているのが苦痛であるとか、そういう子も含めて、相談窓口で相談を受けて、その子に合った場所を選んでいただくというような方向になりますので、広い意味での心理的要因という内容で記載しております。

○教育長（**宍戸健悦君**） 杉山委員。

○委員（杉山昌行君） 分かりました。

つまり、学習障害であったりとか、いろんなものを含めてということですね。

○学校教育課長（福田光一君） はい、そのとおりです。

○委員（杉山昌行君） では、心理的要因等を含めてということですね。

何となく、昔に比べて不登校が増えている一つの要因に、親が何か甘くなっているところがあるような気がするのですけれども、だからといって、それがいいか悪いかということではなくて、子供がただ行きたくないという理由にいろんなものがあるって、サボりたいという子供も中にはいると思うのですね。だから、その見極めというか、励ませば行ってくれるのではないかということも含めて、いろんなケースがあると思うので、そこは非常に難しい部分だろうと思いますが、よろしく願いいたします。

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

○委員（杉山昌行君） はい。

○教育長（宍戸健悦君） ほかに質問ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） では、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

報告第12号 専決処分の報告について

専決第19号 令和4年度石巻市一般会計補正予算（第7号）

（教育委員会の事務に係る部分）

○教育長（宍戸健悦君） では、なければ次に、報告第12号「専決処分の報告について」の専決第19号「令和4年度石巻市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会の事務に係る部分）」についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） それでは、報告第12号 専決処分の報告についてのうち、専決第19号 令和4年度石巻市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会の事務に係る部分）について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和4年石巻市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、

教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月25日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、本補正予算につきましては、石巻市議会第4回定例会において審議中でございます。

それでは、別冊2の1ページから3ページを御覧願います。

歳入歳出予算の補正前の額から、歳入は1,711万6,000円を、歳出は1,692万7,000円を増額し、歳入総額は77億9,366万円、歳出総額は77億9,657万1,000円とするものでございます。

それでは、主な理由について御説明いたします。

初めに、歳出から御説明申し上げますので、10ページを御覧願います。

なお、事業名称の（新型コロナウイルス対策分）につきましては、読み上げを省略させていただきます。

10款6項5目複合文化施設費、1、複合文化施設管理費に70万2,000円を、10款6項8目社会教育管理費、1、河北総合センター管理費に11万円を、同じく2、遊楽館管理費119万2,000円のうち、教育分として19万円を計上しておりますが、これは、高圧電力を利用する指定管理施設に係る電気料金の高騰対策として、指定管理事業者電気料金支援金を措置したものでございます。

なお、遊楽館管理費の補正額119万2,000円から19万円を差し引いた100万2,000円については、市民生活部スポーツ振興課所管部分の補正を措置したものとなります。

次に、10款7項3目学校給食費、1、賄材料費高騰対策事業費に1,592万5,000円を計上しておりますが、これは、物価高騰に伴う食材等の値上がりに対し、これまでどおりの質と量の保たれた給食を提供するため、賄い材料費を措置したものでございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げますので、14ページを御覧願います。

稲井小学校遠距離通学児童輸送業務、二俣小学校遠距離通学児童輸送業務、桃生小学校遠距離通学児童輸送業務、北上中学校遠距離通学生徒輸送業務、河北幼稚園園児輸送業務及び桃生幼稚園園児輸送業務については、令和5年度からの委託業務を年度当初より直ちに実施するため、令和4年度中に契約手続を行うことから、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、旧観慶丸商店管理運營業務につきましては、令和5年4月から指定管理を更新するため、債務負担行為を設定するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

14款2項8目教育費国庫補助金1,720万8,000円のうち、教育分として1,530万2,000円を計上しておりますが、これは各種事務事業などに対する国庫補助金を措置したものでございます。

なお、1,720万8,000円から1,530万2,000円を差し引いた190万6,000円については、市民生活部スポーツ振興課所管部分に係る国庫補助金を措置したものととなります。

次に、8ページ、17款1項3目災害復旧費寄附金39万3,000円のうち、教育分として18万9,000円を計上しておりますが、これは、東日本大震災に伴い、学校教育等に関して寄せられた寄附金を措置したものでございます。

なお、39万3,000円から18万9,000円を差し引いた20万4,000円については、他部局担当課へ寄せられた寄附金を措置したものととなります。

以上で報告を終わります。

○教育長（**宍戸健悦君**） それでは、ただ今の説明に対して、御質問ございませんか。

梶谷委員。

○委員（**梶谷美智子君**） 物価高騰に鑑み、賄い費用の補正ということで御説明ありましたが、これと違うかもしれませんが、数日前に、電気料金の高騰で、学校も含めた公的な施設の電気料金の確保ということで、どこの自治体も大変苦勞しているというようなことが報道されておりましたけれども、給食の賄いでない部分で、光熱水費とか、そういったものについての心配はないのでしょうか。

○教育長（**宍戸健悦君**） 事務局次長。

○事務局次長（**鈴木 憲君**） 教育施設に限らず、市役所全体を通しまして、やはり公共施設の部分についての電気料は、今後、不足するという見込みがございまして、その部分につきましては、次の補正予算、第1回定例会等で対応をするかしないか、今後協議になってくるかと思っております。また、令和5年度に向かっても、電気料金が4月から3割ほど増加すると、水道料金の方も2割ほど広域水道の方でアップするということも言われておりますので、その辺は、今、総務部で予算調整がされておりますので、その結果を待っての対応という形になるかと思えます。

以上です。

○委員（**梶谷美智子君**） ありがとうございました。

○教育長（**宍戸健悦君**） よろしいでしょうか。

○委員（**梶谷美智子君**） はい。

○教育長（**宍戸健悦君**） ほかにございませんか。

（「ありません」との声あり）

報告第12号 専決処分の報告について

専決第20号 指定管理者の指定について

(石巻市指定文化財旧観慶丸商店)

○教育長(宍戸健悦君) それでは、なければ次に、報告第12号「専決処分の報告について」の専決第20号「指定管理者の指定について(石巻市指定文化財旧観慶丸商店)」についての報告を受けたいと思います。

生涯学習課長から説明をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(林 伸晃君) それでは、報告第12号 専決処分の報告についてのうち、専決第20号 指定管理者の指定について(石巻市指定文化財旧観慶丸商店)について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和4年石巻市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月25日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、内容について御説明いたしますので、表紙番号1の6ページを御覧願います。

施設の名称及び所在地につきましては、石巻市中央三丁目6番9号に所在する石巻市指定文化財旧観慶丸商店でございます。

指定する法人又は団体につきましては一般社団法人ISHINOMAKI2.0、指定の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とするものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長(宍戸健悦君) では、ただ今の説明に対して、御質問ございませんか。

(「ありません」との声あり)

○教育長(宍戸健悦君) よろしいでしょうか。

報告第13号 専決処分の報告について

専決第21号 令和4年度石巻市一般会計補正予算(第8号)

(教育委員会の事務に係る部分)

○教育長(宍戸健悦君) では、なければ次に、報告第13号「専決処分の報告について」の専

決第21号「令和4年度石巻市一般会計補正予算（第8号）（教育委員会の事務に係る部分）」
についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） それでは、報告第13号 専決処分の報告について、専決第
21号 令和4年度石巻市一般会計補正予算（第8号）（教育委員会の事務に係る部分）につい
て御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和4年石巻市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教
育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、
教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、12月6日付けで異議の
ない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、本補正予算につきましては、石巻市議会第4回定例会において審議中でございます。

それでは、別冊3の1ページから3ページを御覧願います。

歳入歳出予算の補正前の額に歳入歳出それぞれ1,145万3,000円を増額し、歳入総額は78億
511万3,000円、歳出総額は78億802万4,000円とするものでございます。

それでは、主な内容について御説明いたします。

歳出から御説明申し上げますので、4ページを御覧願います。

なお、今回補正計上した額は全て、人事院勧告に伴い、会計年度任用職員への報酬、手当及
び共済費に係る影響分を計上したものでございます。

10款1項2目事務局費、2、教育総務事務費に7万2,000円を、3目教育指導奨励費、1、
コミュニティ・スクール推進事業費に3万2,000円を、2、教育指導奨励費に5万3,000円を、
3、適応指導教室運営費に9万4,000円を、4、特別支援教育事業費に307万5,000円を、5、
定住外国人就学支援事業費に8万6,000円。

続きまして、7ページをお開きください。

6、学校図書館担当配置事業費に60万8,000円を、7、サイエンスラボ事業費に6万4,000
円を、8、教育支援体制整備事業費に108万2,000円を、9、子どものサポートハウス事業費
（東日本大震災関係分）に12万1,000円を計上しております。

8ページをお開きください。

10款2項1目学校管理費、2、小学校管理費（教育総務課）に61万円を、3、小学校管理
費（学校教育課）に13万4,000円を、4、小学校施設維持整備費に5万3,000円を計上してお

ります。

10ページをお開きください。

10款3項1目学校管理費、2、中学校管理費（教育総務課）に16万6,000円を、3、中学校施設維持整備費に5万3,000円を、4、特別支援教育共同実習所費に12万6,000円を計上しております。

12ページをお開きください。

10款4項1目学校管理費、2、高等学校管理費（教育総務課）に4万3,000円を、3、高等学校管理費（学校教育課）に23万4,000円を計上しております。

14ページをお開きください。

10款5項1目幼稚園費、2、幼稚園管理費（教育総務課）に17万円を、3、幼稚園管理費（学校教育課）に69万2,000円を計上しております。

16ページをお開きください。

10款6項1目社会教育総務費、2、社会教育指導員費に6万4,000円を、10款6項2目文化財保護費、1、文化財保護管理費に13万6,000円を、2、齋藤氏庭園管理費に14万1,000円を、3、埋蔵文化財発掘調査事業費に14万1,000円を、10款6項3目公民館費の1、公民館管理費に75万円を計上しております。

続きまして、18ページをお開きください。

10款6項4目図書館費、1、図書館管理費に54万4,000円を、5目複合文化施設費、1、博物館運営費に8万7,000円を、2、博物館資料調査整理事業費に8万5,000円を、8目社会教育施設管理費、1、桃生文化交流会館管理費に2万7,000円を、2、島の楽校管理運営費に10万6,000円を計上しております。

20ページをお開きください。

10款7項3目学校給食費、1、学校給食センター運営費に180万4,000円を計上しております。

以上で報告を終わります。

○教育長（宍戸健悦君） では、ただ今の説明に対して、御質問ございませんか。

よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） では、なければ次に、審議事項に入ります。

第54号議案「石巻市芸術文化センター名誉館長設置要綱」を議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（林 伸晃君） ただいま上程されました第54号議案 石巻市芸術文化センター名誉館長設置要綱について御説明を申し上げます。

本要綱は、石巻市芸術文化センターの魅力を広く発信し、芸術文化の振興、創造及び交流を図り、もって市民生活の向上に寄与するため、石巻市芸術文化センターに名誉館長を設置し、当該施設の普及啓発等を行うため、新たに要綱を制定しようとするものであります。

それでは、内容を御説明申し上げますので、表紙番号1の11ページを御覧願います。

初めに、第1条は名誉館長設置の趣旨について、第2条は名誉館長の設置について定めるものであります。

次に、第3条は名誉館長の委嘱についての対象範囲を、第4条は職務について定めるものであります。

次に、第5条は、名誉館長の任期を3年とし、再任を妨げないこと、また解嘱についてを定め、第6条は、名誉館長の服務については、非常勤とすることを定めるものであります。

次に、第7条は、名誉館長の旅費等について、第4条に定める職務を行う場合は、予算の範囲内において、謝金及び旅費を支給することができること、さらに、職務を円滑に行うために、資料等を提供することができることを定めるものであります。

次に、第8条は、名誉館長の個人情報に係る守秘義務について、原則公開する個人情報の範囲、個人情報を取り扱う上での留意点を定めるものであります。

次に、第9条は名誉館長に係る事務の担当課について、次に第10条は委任について定めるものであります。

最後に、附則でございますが、この告示は令和5年1月1日から施行するものであります。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（宍戸健悦君） ただ今の説明に対して、御質問等ございますでしょうか。

杉山委員。

○委員（杉山昌行君） どなたか候補者いらっしゃるのですか。

○教育長（宍戸健悦君） では、生涯学習課長。

○生涯学習課長（林 伸晃君） 観光大使も努めていただいております林家たい平師匠にお願

いしように考えてございます。

○委員（杉山昌行君）　　そういえば、前回聞きました。

○教育長（宍戸健悦君）　　そういう候補者にとということで御確認ください。

では、そのほかございませんか。

よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君）　　では、ないようでしたら、第54号議案「石巻市芸術文化センター名誉館長設置要綱」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君）　　異議がありませんので、第54号議案については、原案のとおり可決いたします。

日程追加について

○教育長（宍戸健悦君）　　それではここで、委員の皆様にお諮りいたします。

本日の議事日程に、審議事項として「職員の処分について」を追加したい旨、事務局から申し出がありましたので、石巻市教育委員会会議規則第11条の規定により、議事日程に追加することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君）　　では、異議がありませんので、議事日程に追加いたします。

第55号議案 職員の処分について

○教育長（宍戸健悦君）　　ここで委員の皆様にお諮りします。

第55号議案につきましては、人事案件ですので、秘密会として審議することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君）　　異議がありませんので、第55号議案は、秘密会で審議することといたします。

では、委員及び関係説明員以外の方々は退席をお願いいたします。

（秘密会開催）

○教育長（宍戸健悦君） それでは、再開いたします。

その他

○教育長（宍戸健悦君） 審議事項を終了し、その他に入ります。

はじめに、委員の皆さんからごさいませんか。

大和委員。

○委員（大和千恵君） 先月、i P a dを使ったタブレットドリルの強化週間を市で行われていたと思うのですが、子供たち、使ってみて、タブレットドリルの途中で消えてしまうことがあったりとか、あとは使っている中で、この問題は紙でやった方がいいかなとか、子供たちとか先生方の中で多分出ているのではないかなと思うので、その実際に行ってみてのアンケートというか、教職員の先生方とか、あとは子供たちに、ここはよかった、ここが悪かったというのをフィードバックするような機会があるといいのかなと感じました。

漢字の場合ですと、練習には紙を用いるというように、先生方、いろいろ考えてやってくださっていると思うのですが、タブレット上だと、きれいに書かなくても丸になったりとかということもありますので、算数では、回答のページがあって、筆算する場合はまた別に筆算するページを開いて、そこで計算して、また回答のページに戻って回答を書き入れるとかというのが、紙だと一枚でできて、そういうのは紙の方が楽とかという子供の意見が聞こえてきましたので、何かそういうところで子供とか先生方の意見をフィードバックして、内容とかいろいろ考えていけたらもっとタブレットが有効に使えるのではないかなと思うので、その辺やっていたらいいかなと思いました。よろしくお願いします。

○教育長（宍戸健悦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（福田光一君） ありがとうございます。

タブレットドリル祭りの期間中、時間的には、やる前の期間から、時間的には2倍、それから回数は3倍、子供たちが使ってくれた効果がありました。今回は、タブレットドリルを使ってみよう、触れてみようという狙いがあったので、実際に、大和委員がおっしゃったように、使ってみて不具合があったり、効果があったりというのが非常によかったかなと思います。

学校の先生方も、タブレットを次々開いていくと、それが1回になるのですね。中身の問題をやらなくても回数1回やったカウントになる。そういう仕組みが分かったり、スクリーンショットで撮って、2回目にそのスクリーンショットの答えをタブレットに映す子だったり、い

ろいろな工夫をして使う子がいたりして、タブレットの使い方というのに関しては、スクリーンショットで使うというすごい知恵がある、そういう使い方もできるのだよというのでは、よかったのかなと思います。

回数だけでタブレットの使い方を競わせたのはどうかという意見もありました。でも、学校によっては、この回数と平均点を掛け合わせてタブレットポイントというふうにして、その効果を上げるというような取組をしていたところもあるので、今回、新しく入れた道具ですので、それをいかに使って、自分に効果があるかというところを分かってほしいというところがあるので、先ほどおっしゃっていたように、紙でやった方がこれは覚えるというのを、これから学校でも工夫して取り組んでいかなければいけないなと思っています。今、意見をまとめているので、学校にその問題点と効果的だったところをフィードバックしていきたいと思います。

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

○委員（大和千恵君） はい。

○教育長（宍戸健悦君） では、梶谷委員。

○委員（梶谷美智子君） 確認なのです。学びサポートセンター条例についての説明の部分で、別冊1については御説明がなかったのですけれども、この中を開いたら、現在の適応指導教室条例になっているのですが、これは比較という意味で別冊1は準備していただいたと考えてよろしいですか。

○教育長（宍戸健悦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） 今回、適応指導教室条例の全部改正ということで比較のために資料としてこちらの方に御準備させていただきました。

○教育長（宍戸健悦君） 全部改正ということで、これはなくなって、新しい条例に変わることでの比較ということですね。

よろしいですか。

○委員（梶谷美智子君） はい。

○教育長（宍戸健悦君） では、ほかに委員方から何かございませんか。

よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） それでは、各課長方から何かございませんか。

（発言する者なし）

○教育長（宍戸健悦君） では、ないようでしたら、次回の会議の日程についてお願いします。

○事務局（平塚悦子君） 次回、12月の定例会につきましては、先に御案内しておりました通り、12月22日木曜日、午後1時半から、市役所4階、庁議室で開催をいたします。

よろしく願いいたします。

（「1時半ですね」との声あり）

○事務局（平塚悦子君） はい、午後1時30分です。

○教育長（宍戸健悦君） 12月22日木曜日、午後1時半、いつもの庁議室で行うということでございますので、よろしく願いをいたします。

では、以上をもちまして、本日の臨時会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 5時53分閉会

教 育 長 宍 戸 健 悦

署 名 委 員 梶 谷 美 智 子